

議第45号

高山市手数料条例の一部を改正する条例について

高山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年6月2日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に伴い改正しようとする。

高山市手数料条例の一部を改正する条例

高山市手数料条例（昭和36年高山市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(手数料の種類及び金額)			(手数料の種類及び金額)		
第2条 手数料を徴収するものの種類及びその金額は、次のとおりとする。			第2条 手数料を徴収するものの種類及びその金額は、次のとおりとする。		
種類	1件につき	件数区分等	種類	1件につき	件数区分等
(1)の部～(40)の4の部 (略)			(1)の部～(40)の4の部 (略)		
(40)の5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この部及び次の部において「法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請及び法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合又は同			(40)の5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この部から(40)の5の3の部において「法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請及び法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（法第9条第1項の規定による譲受人を決定し		

<p>条第3項の規定による管理者等が選任された場合における変更の認定の申請を除く。)に対する審査</p>			<p>た場合又は同条第3項の規定による管理者等が選任された場合における変更の認定の申請を除く。)に対する審査</p>		
<p>(40)の5の2 既存住宅の増築又は改築に係る法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請及び法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合又は同条第3項の規定による管理者等が選任された場合における変更の</p>	<p>既存住宅の増築・改築に係る長期優良住宅建築等計画認定手数料の款 (略)</p> <p>既存住宅の増築・改築に係る長期優良住宅建築等計画変更認定手数料</p>	<p>既存住宅の増築・改築に係る長期優良住宅建築等計画認定手数料の款に掲げる区分に応じ、当該区分に掲げる額の2分の1の額とする。</p> <p>1申請をもつて1件とする。</p>	<p>(40)の5の2 既存住宅の増築又は改築に係る法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請及び法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合又は同条第3項の規定による管理者等が選任された場合における変更の</p>	<p>既存住宅の増築・改築に係る長期優良住宅建築等計画認定手数料の款 (略)</p> <p>既存住宅の増築・改築に係る長期優良住宅建築等計画変更認定手数料</p> <p>既存住宅の増築・改築に係る長期優良住宅建築等計画認定手数料の款に掲げる区分に応じ、当該区分に掲げる額の2分の1の額とする。</p>	<p>1申請をもつて1件とする。</p>

認定の申請を
除く。) に対す
る審査

認定の申請を
除く。) に対す
る審査

(40)の5の3 法第5条第6 項又は第7項 の規定に基づ く長期優良住 宅維持保全計 画の認定の申 請及び法第8 条第1項の規 定に基づく長 期優良住宅維 持保全計画の 変更の認定の 申請に対する 審査	長期優良住 宅維持保全 計画認定手 数料	登録住宅性 能評価機関 が交付する 住宅の品質 確保の促進 等に関する 法律第6条 の2第5項 に規定する 確認書若し くは住宅性 能評価書又 はこれらの 写しを添付 する場合	一戸建て住宅		20,000	1申請を もつて1 件とする。
			一戸建て	1棟の戸数 が5以下の もの	35,000	
			住宅以外 の住宅	1棟の戸数 が5を超え 10以下の もの	56,000	
				1棟の戸数 が10を超 え25以下 のもの	92,000	
				1棟の戸数 が25を超 え50以下 のもの	146,000	
				1棟の戸数 が50を超 え100以 下のもの	221,000	
				1棟の戸数 が100を 超え200 以下のもの	374,000	
				1棟の戸数 が200を 超え300 以下のもの	472,000	
				1棟の戸数 が300を	536,000	

		超えるもの	
その他の場	一戸建て住宅		<u>72,000</u>
合	一戸建て住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	<u>162,000</u>
		1棟の戸数が5を超え10以下のもの	<u>255,000</u>
		1棟の戸数が10を超え25以下のもの	<u>499,000</u>
		1棟の戸数が25を超え50以下のもの	<u>888,000</u>
		1棟の戸数が50を超え100以下のもの	<u>1,522,000</u>
		1棟の戸数が100を超え200以下のもの	<u>2,811,000</u>
		1棟の戸数が200を超え300以下のもの	<u>4,013,000</u>
		1棟の戸数が300を超え	<u>4,915,000</u>
		超えるもの	
長期優良住宅維持保全計画変更認定手数料			長期優良住宅維持

(40)の6の部～(59)の部 (略)			
備考 (略)			
2 (略)			

			保全計画認定手数料の款に掲げる区分に応じ、当該区分に掲げる額の2分の1の額とする。
(40)の6の部～(59)の部 (略)			
備考 (略)			
2 (略)			

附 則
この条例は、令和4年10月1日から施行する。